

サービス産業統計研究会
報告書（案）

平成23年〇月

目 次

はじめに	1
1 見直しの基本的な考え方	1
2 サービス産業動向調査を巡る状況	2
(1) 政策的な背景	2
(2) 本統計の活用見込み	2
(3) 本統計に関する国際動向	4
ア 国連	4
イ EU	4
ウ 主要国	4
3 サービス産業動向調査の見直し	5
(1) 調査単位の見直し	5
(2) 年次統計及びそのための拡大調査の導入	5
(3) 対象産業の見直し	6
(4) 調査事項の見直し	7
ア 事業活動別売上高（収入額）	7
イ 単価と需要の状況	7
ウ 事業従事者数	7
エ 都道府県別売上高（収入額）	8
(5) 標本設計の見直し	8
(6) 調査方法（調査員調査）の見直し	8
(7) 集計産業区分の見直し	8
(8) 新規事業所・企業の把握	9
(9) 推計方法の見直し	9
4 その他	9
(1) 付加価値の把握などの研究	9
(2) 指数の検討	10
5 おわりに	10
(別添1) 調査計画（案）	12
(別添2) サービス産業動向調査に係る決定等	13
(別添3) (社)日本経済団体連合会の提言におけるサービス統計に係る記述	16
(別添4) 主要諸外国のサービス統計	18
(別添5) サービス産業統計研究会の開催について	22
(別添6) サービス産業に関する各統計の整備状況	24
(別添7) 産業関連統計におけるサービス産業動向調査の位置づけ	25
(別添8) サービス産業動向調査の概要	26
(別添9) 研究会の開催実績	27

はじめに

我が国の経済活動における第三次産業の占める割合は、GDP ベースで約 7 割になっており、こうした経済社会の実態を的確にとらえるため、サービス分野の統計の必要性が高まっていた。しかしながら、サービス活動に係る統計については、個々の業種ごとにモザイク状に整備され、サービス産業の全体像を明らかにするものとはなっていなかった。

こうしたことを背景に、累次の閣議決定等においてサービス産業全体の生産・雇用等の状況を概括的に把握する統計を創設すること等とされたことを受けて、総務省は、平成 20 年にサービス産業動向調査を創設した（以下、サービス産業動向調査により作成される統計を「本統計」といい、当該統計調査を「本調査」という。）。

本統計は、第三次産業のうち卸売・小売業や金融・保険業等を除く広範な産業を対象とし、本統計調査は、全国 39,000 事業所について毎月、売上高（収入額）及び従業者数を調査している。

本統計は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定、以下「基本計画」という。）において、「将来の基幹統計化について検討する統計」と位置づけられており、検討の方向性等では、「調査開始（平成 20 年 7 月から）以降 3 年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。」とされている。

また、「基本計画」では、（5 年に 1 度の）「経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む」こととされており、体系的な整備の観点についても検討が必要とされている。

さらに、本統計創設から 3 年余りを経て、データの蓄積が進む一方で課題も明らかになりつつあり、本統計の精度をよりいっそう向上させるための検討を進めていく必要がある。

サービス産業統計研究会（以下「本研究会」という。）は、このような状況を踏まえ、今後の調査の見直し（調査方法、推計方法、欠測値補完方法等）の検討を行うことを目的として開催された。

本報告書は、その検討結果を取りまとめたものである。

1 見直しの基本的な考え方

本統計は、「サービス産業全体の生産・雇用等の状況を概括的に把握できる統計であること」を基本としており、①産業網羅的に、②小規模企業及び個人企業も把握することでサービス産業全体の母集団推計が可能な、唯一のサービス産業の月次動向を把握する統計といえる。

月次統計については、この特長を活かしつつ、さらに精度の向上を図るべく検討を行った。

また、「公的統計整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的な考え方」（平成 22 年 6 月 18 日統計委員会）において、「年次での構造把握が未整備な分野への対応など、サービス産業関連の統計整備について一層の推進が求められている。」とされたことを踏まえ、年次統計についても併せて検討を行った。

年次統計として把握すべき事項としては、サービス産業の付加価値推計と都道府県

別の動向の把握を検討した。付加価値推計は、経理事項を把握している既存統計が多いことから、それらを活用して二次統計として作成するための研究を行うこととし、年次統計では都道府県別の動向の把握を行うこととした。

こうしたことから、本統計の見直しについては、月次調査の精度向上の観点から企業単位の調査を一部導入するとともに、月次の統計調査の一部を拡大（拡大調査）し、年次で都道府県別の活動を把握することとする。これらにより、サービス産業全体の生産・雇用等の概括的な統計において、売上高の時系列的・地域的把握の整備を進め、もって経済センサスー活動調査を中心とするサービス産業関連統計の体系的整備の推進にも資することとする。

一部の調査事項の見直しとあわせ、以下のような基本設計とすることが妥当である。

○ 本統計の見直し後の設計

- ・ 精度向上の観点から、企業単位の調査を一部導入

【月次統計】

産業中分類別の売上高、その変動理由、従業者数

【年次統計】

産業小分類別の売上高・従業者数

都道府県別、産業大分類別の売上高

なお、見直しの詳細は後述の「3 サービス産業動向調査の見直し」及び別添1調査計画のとおりである。

2 サービス産業動向調査を巡る状況

(1) 政策的な背景

「サービス産業全体の生産・雇用等の状況を概括的に把握できる統計」の整備については、産業関連統計の体系的整備の観点から、昭和40年代から、継続的に政府内で検討がなされている。

農林水産業、製造業、卸売・小売業の月次の生産状況については基幹統計が整備されている一方で、サービス産業を包括する基幹統計がなく、累次の閣議決定等（別添2参照）でサービス産業に係る統計の整備が繰り返し明記されている。

また、前述のとおり「公的統計整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的な考え方」（平成22年6月18日統計委員会）においても、サービス産業については「年次での構造把握が未整備な分野への対処など、サービス産業関連の統計整備について一層の推進が求められている。」とされているところである。

さらには、「基本計画」においても、サービス産業動向調査の基幹統計化の結論を得るとともに産業関連統計の体系的整備を検討することとされている。

(2) 本統計の活用見込み

本統計の創設や今回の見直しによる統計整備により、以下のとおり、行政機関等の活用としては、全国的な政策の企画立案・実施のみならず、地域においても重要な役

割を果たすものと見込まれる。

<主として月次統計の活用>

- ① 国民経済計算の四半期別 GDP 速報を始めとする各種加工統計の精度向上が図られ、政府の的確な景気判断等に資する。
- ② 情報サービス業、医療業や観光業、運輸業といったサービス産業個々の動きを把握することで、昨今の変動の激しい業界の状況や、天災など突発的な事態の影響等について適時に把握し、的確な政策判断に資する。

<主として年次統計の活用>

- ③ 各府省で実施されている産業に固有の特性情報に関する統計調査の基礎となる情報の把握が可能となる。
- ④ 都道府県別の状況の把握により、県民経済計算作成への利用や産業振興策等に資する。
- ⑤ 本統計により把握される産業ごとの売上高により、5年に1度の経済センサスにおける産業別の売上高の内訳などの調査事項の今後の検討にも資する。

といったことが挙げられる。

民間における活用については、本統計が多岐にわたるサービス産業を広範囲に網羅するものであり、各サービス産業間の動向の比較が可能であること、また月次という早いサイクルで各産業の売上高を把握するものであり景気指標のひとつとしての活用が見込まれること、都道府県別の売上高を把握することでサービスに関する需要の地域的な把握が可能であること等から、民間における研究分析や経済活動の意思決定への利用が見込まれる。

また、「サービスの計測に関する需要調査研究報告書」（平成23年3月総務省委託研究）によると、「サービス産業は、広く捉えれば GDP の7割を占めており、経済実態をより正確に把握する上でも、先々の経済成長を考える上でも重要である。」といった意見に代表されるように、可能な限り幅広い分野を捉えた統計整備を望む意見や、サービス産業の統計整備によって、各分野の産業動向や成長分野が把握可能になることへの期待感が示され、そのために経済統計としての精度向上を期待する意見が複数寄せられている。」とあり、本統計のさらなる利用が見込まれる状況となっている。

さらに、(社)日本経済団体連合会からは「公的統計の活用による的確な現状把握と政策決定に向けて」（2011年5月13日）（別添3参照）においても、「2008年から開始された総務省「サービス産業動向調査」の時系列データ整備などによって利用価値が高まることが待たれる。」とされており、民間企業サイドからも期待感が表明されているところである。

本統計の具体的な活用としては、

<主として月次統計の活用>

- ① 「医療業」の収入額については、従来の「医療費の動向」（厚生労働省）よりも、2か月程度公表時期が早いため、「医療費」の先行指標として活用できる。
- ② 多種多様なものを含む観光関連産業（鉄道業、宿泊業、旅行業、娯楽業など）に

ついて、包括的に売上高、雇用状況を把握可能であり、異なる産業間でも整合的な形での業界の動向を分析することができる。

- ③ 「学習塾」・「外国語会話教室」など「教育・学習支援業」については、他産業と比べ売上高について小規模事業所の占める割合が比較的大きく、その動向も含めた全体を把握できる。
- ④ 「道路貨物運送業」の売上高については、従来の「トラック輸送情報」（国土交通省）よりも、2か月程度公表時期が早く、中小企業や個人企業も反映している。このため景気動向を直接的に反映する「モノ」の輸送の包括的な指標として早期に活用できる。

<主として年次統計の活用>

- ⑤ 企業の事業活動別売上高の把握により、副業として行われるサービス業の事業展開に関する状況を把握できる。
 - ⑥ 地域ごとの産業の市場規模を把握することで、サービス業の地域展開の基礎情報として活用できる。
- といったことが挙げられる。

(3) 本統計に関する国際動向

主要国においては、サービス産業の統計の開発・整備・利用が進められており、その重要性は広く認識されている。また、国連統計委員会においても、フォールブルググループ会合等を通してサービス産業の統計の国際比較を可能とするための活動も進められている。こうした国連統計委員会の動きを中心に、EU及び主要国においては、サービス産業に係る統計の整備を推進しており、我が国においても、国際比較を確保するという観点から、本統計は極めて重要な地位を占めている。

ア 国連

1986年、国連統計部がサービス統計の開発を要請したことにより、サービス産業の統計の専門家が知見を交換する非公式な場として「フォールブルググループ会合」が設立された。

同グループでは、現在、サービス産業の売上高／産出額、価格について国際比較可能なデータを収集するための方法等を業種ごとに検討し、ガイドライン又はハンドブックを整備することを目的として活動している。

イ EU

EUにおいては、域内における比較可能なサービス産業の統計やSNAの整備等に関する諸決定等を踏まえ、短期的な供給や需要等の変化を把握する基礎情報を収集するため、経常統計（Short-term Statistics）の整備に関するEC評議会規則が1998年に制定（No.1165/98）された（その後、2005年に改正（No.1158/2005））。この規則により、EU諸国はサービス産業に関しては四半期ごとの売上高、雇用者数及び産出価格を報告することが義務づけられている。

ウ 主要国

アメリカでは、1982年からサービス業企業を対象とした「年次サービス業調査」を実施、それに加えて2003年からは「四半期サービス業調査」を実施し、収入総額

等を調査している。

カナダでは、サービス業企業を対象とした「年次サービス業調査」が、32業種について業種ごとに別々の調査として実施され、それぞれ収入総額及びその内訳、支出総額とその内訳などが調査されており、一部の業種については州別にも表章されている。

イギリスでは、上述のEU規則を踏まえ、2001年からサービス企業を対象として「月次流通・サービス業調査」（2010年からは製造業調査を統合して「月次ビジネス調査」に改編）を実施し、売上高及び雇用者数を調査している。

韓国では、2000年からサービス事業所を対象として「経常サービス産業調査」を実施し、月次の売上高、従業者数等を調査している。

詳細は別添4のとおりである。

3 サービス産業動向調査の見直し

(1) 調査単位の見直し

現行調査においては、調査単位を事業所として実施しているが、客体となる事業所には、大企業や一部の産業を中心に、自社内サービスを行う事業所やカスタマーサービスなど事業所としての売上高のないものが多くみられる。また、複数の事業を営む場合があるなど、事業所全体の売上高を主産業により格付ける集計については、附帯サービスの売上高が過小に評価されることや、商品販売額が売上高に含まれるなどの課題がある。

企業単位の調査を一部導入することで、一部の大企業においては、抽出された標本事業所単位の売上高を記入するための加工等の作業や、売上高のない事業所の記入、多くの傘下事業所ごとに売上高を記入することなどの負担が軽減されるとともに、標本となる一部の傘下事業所による推計が、企業全体の直接的な回答に置き換わることで、全体として推計による部分が小さくなるなどの効果が期待される。

具体的には、売上高総額への影響が大きい大企業（資本金1億円以上の企業）及び事業所単位の調査では売上高の的確な把握が困難と見込まれるいわゆるネットワーク産業に属する固定電気通信業、移動電気通信業、鉄道業、航空運輸業及び郵便業（信書便事業を含む）の企業については企業単位の調査とする。

なお、企業単位の調査では、現行の事業所単位の把握精度を確保・向上する観点から、事業活動別に売上高を把握する。

(2) 年次統計及びそのための拡大調査の導入

本統計においては、5年に一度実施される経済センサスを補間する観点が重要である。

このため、具体的には、詳細な産業分類別売上高や従業者数等の構造的側面についても動向を把握することとする。

また、製造業や卸売・小売業に比べてサービス産業については地域別状況に関する情報が少なく、地方公共団体における産業政策を的確に行う観点からも、年次統計において都道府県別の動向を把握することとする。

このような都道府県別売上高等に関する統計の結果精度を確保するためには、月次調査の標本数では不十分であり、年1回、標本数を増加させた調査（拡大調査）を行う必要がある。

拡大調査については、以下のような点に留意した設計を行うことにより月次統計にも有効なものとなる。

- ① 次期調査客体となると見込まれる事業所については、月次調査当初の回収率が低い傾向があり、月次調査の事前に、調査票の記入指導、オンライン調査等調査方法の選択とその回答準備の指導などを適切に行う必要がある。
- ② このような標本の交替に伴い、交替前後の統計の接続に資する対応を図る必要がある。
- ③ 月次調査の対象の企業に対して、月次調査の事前に、年間ベースの詳細な情報を的確に入手することにより、月次調査の回答を求める事業内容のプレプリント情報を把握する必要がある。
- ④ 月次統計の景気動向としての指標性を高めるため、国や地方公共団体等の事業所において、売上高から、国や地方公共団体の支出等による収入を月次調査から除外する必要がある一方で、年次統計においては、産業ごとの生産の状況をより正確に把握する観点から、そのようなものについても把握する必要がある。

こうしたことを踏まえ、拡大調査においては、次期の月次調査の対象客体を加え、地域別売上高等の結果精度を確保するための対象客体数を確保した上で、年間売上高などの産業横断的な基本事項を把握するとともに、事業内容や、国や地方公共団体の支出等による収入も把握する。

(3) 対象産業の見直し

現行統計においては、日本標準産業分類（平成19年改定）に掲げる大分類「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「R サービス業（他に分類されないもの）」に属する企業又は事業所（一部の産業を除く）を対象としている。（ただし、名簿は平成18年事業所・企業統計調査（平成14年改定の日本標準産業分類に準拠）を利用）

平成19年の日本標準産業分類の改定や、売上高の適切な把握の観点から、「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」を新たに対象とし、「71 学術・開発研究機関」、「7282 純粋持株会社」、「851 社会保険事業団体」及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除外する。

(4) 調査事項の見直し

以下の調査事項の見直しについては、今後、統計局が実施する企業への意見聴取などによる記入者負担の観点を踏まえた上で、決定することが望ましい。

ア 事業活動別売上高（収入額）

前述のとおり、企業単位の調査においては、事業活動別売上高（収入額）を把握することが必要である。

これについては、円滑な調査の実施を図るため、あらかじめ拡大調査等によって、企業個々の事業内容を把握した上で、月次調査においては、その事業内容を調査票に記載（プレプリント）し、それごとの売上高（収入額）を把握する。

イ 単価と需要の状況

現行調査においては、産業ごとの売上高の変動の要因については、調査事項が売上高と従業者数のみの現行の調査結果からは必ずしも明らかではない。また、前月と比べて著しい売上高の変動があった場合に記入する回答欄を設けているものの、記入内容は個々の特殊事情であり、調査結果の普遍的な評価には利用できない。このように、売上高の変動理由が不明である場合が多いため、現状の調査結果の評価が難しい面がある。

また、本統計は、売上高に季節変動要因が含まれることから、前年同月による変動を中心とした公表を行っていることにも留意する必要がある。

このため、売上高の変動要因の把握に資する項目として、単価の変化や、需要の変化に関する調査事項を追加し、加えて需要の変動要因を明らかにする記入欄を設ける。

このことにより、サービス産業に関する価格情報や生産量に関する情報も把握することが可能となるなどこれまで統計が未整備だった分野の分析に資することができると思われる。

ウ 事業従事者数

企業単位の調査の導入により、企業単位の事業従事者数について、どのように把握するか整理が必要である。

特に、臨時雇用者や出向・派遣による受け入れ者数の把握については困難も予想される。また、産業別の事業従事者数を把握する観点からは、企業の事業活動別事業従事者数について何らかの形で把握することが必要であるが、それも同様に困難も予想される。

このため、記入者負担にも留意しつつ、月次調査において、現行と同様、臨時雇用者や出向・派遣による受け入れ者数に関する調査事項を維持しつつ、拡大調査において、事業活動別の事業従事者数に関する調査事項を追加する。

エ 都道府県別売上高（収入額）

拡大調査においては、産業別都道府県別売上高を表章することを目的としており、企業単位の調査について、複数の都道府県にまたがる企業においては、都道府県別の売上高を把握することが必要である。

このため、経済センサス-基礎調査や同活動調査において本所事業所を対象に当該企業の傘下事業所別の状況を調査していることも考慮しつつ、当該企業の事業活動別都道府県別売上高（収入額）に関する調査事項を設ける。

(5) 標本設計の見直し

現行調査においては、産業別売上高（収入額）について、一定の精度（標準誤差率5～10%）を目標として産業別事業従事者数規模ごとに標本数を定めている。

また、事業従事者数10人未満の事業所に対しては、調査員調査の実施のため、郵便番号を用いて区分した全国約5500地域のうち255地域を、地域内の事業従事者数に比例する確率に基づき抽出し、当該地域から産業ごとに事業所を無作為抽出している。

このような標本設計については、企業単位の調査の導入や、拡大調査による都道府県別の集計の導入、調査員調査の見直しに伴い変更が必要である。

このため、月次集計においては産業別売上高の標準誤差率5～10%、年次詳細産業集計においては標本層の産業別売上高の標準誤差率5%、年次都道府県別集計においては産業別売上高又は売上高前年比の標準誤差率5～10%をそれぞれ目標として、資本金1億円以上の企業及び固定電気通信業、移動電気通信業、鉄道業、航空運輸業及び郵便業の企業は全数を対象とし、その傘下でない事業所については、産業別事業従事者数規模ごとに標本数を定めた設計とする。

(6) 調査方法（調査員調査）の見直し

現行調査は、事業従事者数10人未満の事業所に対して、調査員による調査を実施している。

しかし、調査員調査の調査事業所の売上高が全売上高に占める割合は小さいにもかかわらず、経費面では大きな割合を占めていることや、調査員の人員確保やその研修などの事前準備が必要であること、また、業者切り替え時や標本交代時において回収率が低下する傾向があるなどの課題がある。さらに、調査員配置に配慮した標本設計が必要であり、結果精度面からは最適な標本数よりも多くの標本数が必要となると考えられるなどの問題がある。

このため、事業従事者数10人未満の事業所に対する調査を郵送調査に変更し、回収率を確保するため、督促しても一定期日までに郵送提出がないもの等については、必要に応じて、調査事業所を直接訪問して調査票の回収を行うこととする。

(7) 集計産業区分の見直し

現行統計は、標本の抽出区分に加え、月次は産業中分類程度の区分（平成19年改定の日本標準産業分類に準拠）ごとに公表し、12か月を合算した年報は月次公表の区分に加え一部の小分類を再掲（約30区分）し公表している。

このような産業区分については、企業における事業活動別売上高の調査における産業プレプリントの導入や、都道府県別集計の導入、国民経済計算の四半期別GDP速報（QE）における円滑な利用のための対応などを図る必要がある。

このため、産業区分について、一部小分類区分を追加する等の見直しを行うとともに、プレプリント区分やQEに対応した区分、年次の都道府県集計区分（大分類（一部、中分類）程度）を導入する。

(8) 新規事業所・企業の把握

新規事業所・企業の把握のため、拡大調査において、次期調査客体となると見込まれる事業所を選定する際に、事業所母集団データベース等の結果を用いて新設事業所・企業を対象に追加することとし、その他の変更情報も併せて反映することとする。

(9) 推計方法の見直し

現行の売上高の（母集団）推計方法については、事業所単位の主産業別のウエイト（抽出率の逆数）付売上高合計によっている。また、未回答の事業所については、調査開始時の推計は母集団情報による事業従事者数等を用いて補完しており、2か月目以降の推計は回答事業所の前月からの変化率を用いて補完している。

現行の調査結果においては、調査開始時の事業所について、速報集計時に調査票の提出がなかった場合の補完した推計値の精度が低く、その後提出された調査票の回答値と補完した値の差により、確報時において速報時の推計値から改定される要因の一つとなっている。

このため、拡大調査等による事前の経理データ整備を図ることに留意し、大規模企業については、個々の企業や事業所の売上高の調査開始時は、なるべく、過去の実測データを用いて補完する。

また、2か月目以降の補完については、速報時の補完した値とその後の回答値との差が比較的小さいことから、これまでの推計方法と同様とする

見直し後の企業単位の調査の導入に伴う売上高の推計方法については、企業単位の事業活動別売上高の単純計と、事業所単位の主産業別のウエイト（抽出率の逆数）付売上高合計の和とする。

なお、本統計の見直し前後の結果を比較するため、その接続のための補助情報を公表するとともに、標本交代時における調査結果の接続の観点から、拡大調査による継続標本分と新規標本分の結果を比較し、標本交代時の接続に留意した公表を行い、利用者の利便性の向上を図る。

4 その他

(1) 付加価値の把握などの研究

先に述べたように、年次統計で把握すべきと考えられるものとして、付加価値に関する統計整備があげられた。このような統計は、国民経済計算への利用も見込めるとともに、生産性分析等にも利用が見込めるものである。

しかし、年次の統計調査において、これに資することが可能な企業単位の損益計算書に関する事項を把握するものが多いことから、まず、このような既存の統計調査を用いた付加価値統計の作成に関する研究・分析を行い、どうしても既存の統計調査で不足するものがあれば、改めて本調査の役割に照らして、調査事項とするかどうか検討することが必要である。

(2) 指数の検討

価格変動を除きたいいわゆる生産量や価格の状況については、特にサービス業において把握すべきとの要望があるにもかかわらず、定義が難しいこともあり、「基本計画」においても将来の望ましい統計作成に向けた研究が必要であるとされている。

本統計により把握される「売上高（収入額）」は、広範なサービス産業を対象とし、小規模企業及び個人企業の動向も含む母集団推計を行っていることが特長であり、従来、生産額すら把握が限定的な部門もあったことから、本調査の「売上高（収入額）」と別途の価格統計を用いて、生産指数の試算を行った。

今後は、以下の点に留意しつつ、本統計の見直しも踏まえ、将来の公表に向けた作業を行う必要がある。

- ① ラスパイレス数量指数（単価を基準年のものとし、物量指数を作成したもの。価格指数は消費者物価指数（総務省）や企業向けサービス価格指数（日本銀行）を利用）として作成すること。
- ② 集計区分としては、中小規模事業所の状況も把握できるように、事業従事者規模等ごとに作成すること。
- ③ 国・地方公共団体事業所等を区分してその動向を把握する指数を作成することについては、さらに検討を進めることが望ましい。

5 おわりに

今回の調査の見直しについては、記入者負担の面からの検証を行い、従業者数や地域別状況に関する最終的な調査事項を決定する必要がある。

また、売上高に関して、企業単位の調査における事業活動別売上高（収入額）のプレプリントの成否が、結果精度に大きな影響を与えるとともに、調査開始時の未回答データの補完についても結果精度を確保する点から重要である。このため、調査実施時までには、引き続き、企業個々の経理情報を収集・分析した上で、これらについて適切な設計を行う必要がある。

さらに、サービス業を営むと考えられる企業・事業所の範囲や売上高（収入額）については、サービス業の変化等にも対応した不断の検討が必要である。特に情報通信業などいわゆるネットワーク型産業の変化に即した設計を検討する必要がある。また、平成21年経済センサス-基礎調査結果の分析を行うとともに、事業所母集団データベースの整備による企業・事業所の構造把握の進展や、今後実施予定の平成24年経済センサス-活動調査結果を踏まえたさらなる体系的整備についても検討する必要がある。

前述のとおり、「基本計画」において、本統計は、「将来の基幹統計化について検討する統計」と位置づけられており、検討の方向性等では、「調査開始（平成20年7月から）以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。」とされている。

本統計を基幹統計とすべきかどうかについては、統計委員会の審議を経て結論が出されるものであるが、全国的な政策の企画立案・推進においても、民間における意思決定又は研究においても、国際比較を行う上においても、本統計がきわめて重要な位置を占めていること、今後、経済センサスを中心としたサービス産業関連統計の体系的整備において、年次統計を含め、ますます、重要な役割を演じていくことが見込まれることから、本研究会としては、基幹統計としての位置づけの下、一定の回収率を確保しつつ、整備を推進していくことが必要と考える。

今後は、今回の見直しにより一定の精度が確保され、年次統計についても、月次統計と相互補完しつつ、一貫した統計体系として構築していくことが適当である。

最後に、本報告書が今後のさらなるサービス統計の発展に寄与することを期待する。

(別添1) 調査計画(案)

調査計画(案)

サービス産業動向調査に係る決定等

・**「政府統計の構造改革に向けて」(平成17年6月10日内閣府経済社会統計整備推進委員会)**

「QEを始めとする経済指標の精度向上に資するため、サービス産業に係る動態統計が未整備の分野について、生産・雇用等の状況を月次ベースで把握できる動態統計を創設し、既存の統計と併せてサービス産業全体を概括的に把握できる統計を整備することに向け、総務省は、関係府省と協力しつつ、有識者等を含む検討の場を速やかに立ち上げ、平成17年度中を目途にその枠組みについて結論を得るべきである。また、将来的に経済センサス(仮称)の実施による的確な母集団名簿の整備が進んだ後は、サービス産業の構造的な実態把握やGDP関連統計・産業連関表の精度向上に資するため、適切なサンプル調査によってサービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備することも必要である。」

・**「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)**

「産業構造の変化等に対応した統計(経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)、サービス統計、観光統計等)を整備する」

・**「経済戦略大綱」(平成18年7月6日財政・経済一体改革会議了承)**

「サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設する。試験調査等を2007年度に実施するため、関係府省が緊密に連携する」

・**「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)**

「サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る」

・**「日本経済の進路と戦略」(平成19年1月25日閣議決定)**

「サービス統計の抜本的拡充を図り、生産性を抜本的に向上させる」

・「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

(2) 基幹統計の整備に関する方向性

基幹統計として整備する統計について整理した結果、全面改正前の旧統計法に基づく指定統計のうち基幹統計に移行するもののほか、新たに基幹統計として整備する統計、将来の基幹統計化について検討する統計は、別表のとおりである。

別紙

3 将来の基幹統計化について検討する統計

府省名	統計又は統計調査名	検討の方向性等	実施時期
総務省	サービス産業動向調査	調査開始（平成20年7月から）以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。	平成23年度を目途に結論を得る。

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(1) サービス活動に係る統計の整備

ア 現状・課題等

経済のサービス化の進展は、この60年間の最も大きな変化の一つであるが、今やGDPの7割を占めるに至ったサービス産業については、その活動を明らかにし、質と量の両面を適切に把握するための統計の整備状況が極めて不十分であると指摘されている。複数府省の所管にまたがるサービス活動に係る統計は、分散型統計機構の下で、個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備されているとの問題点が指摘されて久しい。このような問題意識の下、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）など、累次の閣議決定等でサービス活動に係る統計の整備が繰り返して明記されてきた。

こうした中、総務省は四半期別GDP速報を始めとする各種経済統計の精度向上等に資することを目的として、平成20年7月から、サービス産業の売上高等を幅広く月次で調査するサービス産業動向調査を開始した。また、平成20年に新たに創設された経済構造統計も、サービス産業全体の状況を把握することに大きく寄与することが期待されている。

・「公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的な考え」(平成22年6月18日統計委員会)

4 公的統計の整備の方向性

(2) サービス産業関連統計の整備 (詳細は別添2参照)

サービス産業の活動を明らかにし、質と量の両面を適切に把握するための統計は、個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備されており、極めて不十分であると指摘されていることから、今後とも継続的な整備が必要である。

特に、経済センサスを中心とした産業関連統計の体系的整備を通じて、サービス産業全体に関する統計の整備を行うとともに、事業規模・活動内容の多様性が著しいサービス産業の特性を踏まえ、社会的・政策的な統計ニーズの高いものから優先的に統計整備を進めていく必要がある。

(別添2)

サービス産業関連統計の整備

1 課題

(1) サービス産業は今やGDP比で約7割を占めており、我が国の経済の中での重要性が高まってきているとともに、その規模や活動内容について拡大・多様化が進んでいる。こうした産業構造の変化に対応して統計も整備されることが求められている。

(2) しかしながら、サービス産業については、その活動を明らかにし、質と量の両面を適切に把握するための統計の整備状況がいまだ不十分との指摘がある。また、複数府省の所管にまたがるサービス産業は、個々の業種ごとにモザイク状に整備されているとの問題点が指摘されて久しい。

(3) こうした中、サービス産業の売上高等を幅広く月次で調査するサービス産業動向調査が20年7月から開始され、また、周期調査として経済センサスについても、サービス産業を含む経済活動の網羅的な把握が期待されている。今後、これらの統計整備の着実な実施に加え、年次での構造把握が未整備な分野への対処など、サービス産業関連の統計整備について一層の推進が求められている。

2 統計整備に向けた取組の方向性

(1) 経済センサスを軸としたサービス産業関連統計の体系的整備

経済センサスー活動調査は我が国の全産業分野における経済活動を同一時点で網羅的に把握し、その実態を明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の母集団情報として利用されるなど、サービス産業統計の整備において最も基礎となる統計調査である。今後予定される経済センサスー活動調査は、こうした本統計の重要性を鑑み、円滑かつ的確に実施される必要がある。さらに、この経済センサスを軸として、サービス産業関連統計について網羅性・比較可能性を確保する整備を進める必要がある。

(2) サービス産業動向調査の基幹統計化

サービス産業動向調査は、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで明らかにする統計調査であり、今後、四半期別GDP速報をはじめとして景気動向指数や第3次産業活動指数といった各種経済指標の精度向上等への活用が期待されている。これまで蓄積したデータを基に、調査方法、推計方法、欠損値補完方法等の検討を行い、基幹統計化に向けた整備が必要である。

(社) 日本経済団体連合会の提言におけるサービス統計に係る記述

経済統計の改善に向けて一四半期別 GDP 速報を中心に一(2002 年 4 月 16 日)

4. 四半期別 GDP 速報のさらなる改善に向けた課題

(1) 民間最終消費支出の基礎統計等の拡充

2. 供給側統計の充実

(前略)

とりわけ、サービス関連の供給側統計の充実は重要課題である。2000 年度の国民経済計算確報によれば、家計のサービス支出は 156.3 兆円と、家計最終消費支出の約 55.6%を占めている。しかし、現在のサービス関連統計は、経済全体におけるサービス供給を網羅しておらず、しかも所管官庁ごとに統計調査が細分化されており、全体像を把握できない。従って、供給側アプローチから民間最終消費支出を推計する上では、サービス関連統計の体系的整備が不可欠となる。

統計の利用拡大に向けて一景気関連統計を中心として一(2004 年 11 月 16 日)

3. 景気関連統計の利用拡大に向けた提言

(5) 統計のスクラップ・アンド・ビルド

日本経団連における検討では、・・・「サービス分野について、月次、四半期で利用できる統計は特定サービス業動態統計調査のみしかない。また、年次、周期統計でも金額ベースの統計が必ずしも整備されてない分野があり、産業間の比較などが困難である」・・・など、調査項目の拡充や統計調査の新設を望む意見・要望が出されている。

公的統計の活用による的確な現状把握と政策決定に向けて (2011 年 5 月 17 日)

I. 公的統計（経済統計）の信頼性向上

3. 公的統計の精度・信頼性と改善策

(2) 基礎統計の拡充

④サービス関連の基礎統計

経済活動におけるサービスの割合が高まったにも関わらず、サービス関連統計の整備は遅れていた。2008 年から総務省「サービス産業動向調査」が開始されたことにより、従来不足していた分野の大部分がカバーされるが、一部について QE 作成と分類が一致しない部分があるほか、生産面からの付加価値推計の基礎資料として、収入・雇用者数のみの調査で十分かどうかについても、調査結果をみながら順次検討を進め、必要に応じて調査対象や項目を拡充すべきである。また、一口に「サービス」といっても内容は様々であり、さらに IT 化の進展に伴って多様な提供方法がとられている。こうした特性を踏まえて、サービスの実態を捉える取り組みが求められる。

II. 利用者利便性の向上

2. 利用者利便性の現状と、改善の方向性

(1) 景気関連統計の利用実態

・・・また、産業に占めるサービスのウエイト拡大にも関わらず、サービス関連統計の利用頻度は低い。2008年から開始された総務省「サービス産業動向調査」の時系列データ整備などによって利用価値が高まることが待たれる。

IV. 統計行政見直しの方向性

3. 不要な統計の廃止と新しいニーズにあった統計の整備

(2) 生産性の実態把握に向けた統計の整備

本格的な人口減少が見込まれる中で、今後わが国が持続的な成長を実現するためには、生産性の向上が必要不可欠である。しかし、生産性を測る統計は十分に整備されておらず、実態が曖昧なままで議論がなされているのが現状である。とりわけ、日本経済に占める割合が高まっているサービス産業について、生産性を測るために必要なデータが不足しており、早急な統計整備が求められる。

(3) 地方活性化に向けた統計の整備

大都市への人口集中が進む一方で、地方では急速な過疎・高齢化が進行しており、経済基盤の弱体化が懸念されている。こうした中、地方では、地方分権改革の推進により、多様な地域資源を最大限に活用して、自立した経済圏の形成することが期待されている。また、今回の震災により、自治体間連携の重要性が改めて認識されており、道州制の導入も含めた地方分権改革の必要性が高まっている。

しかしながら、地方政府に関するデータは著しく不足している。代表的な地域の経済統計である県民経済計算は、速報性がなく、ストック面の整備が不十分であるなどの問題が指摘されている。地方分権の時代にあっては、多様な地域経済の実態を適時・適切に把握するための統計の整備が必要である。また、地域活性化の手段として観光が注目されているが、分散型統計機構の弊害により、観光関連の統計の体系的整備は遅れている。現在、政府では観光庁が中心になって、観光統計の整備を進めているが、より強力な権限をもつ組織に一元化することが望ましい。

主要諸外国のサービス統計

1 アメリカ

アメリカでは、1982年からサービス業企業を対象とした「年次サービス業調査」を実施、それに加えて2003年からは「四半期サービス業調査」を実施し、収入総額等を調査している。調査対象業種は、当初はサービス業の一部のみをカバーしていたが、その後2009年まで順次拡大し、現在ではサービス産業全体をカバーしている（飲食店、宿泊業については別調査でカバー）。この調査の結果は、アメリカ商務省において国民経済計算の補正等に使用されるほか、連邦準備銀行や経済諮問委員会において、経済動向を適宜に把握するために利用されている。また、保健福祉省において、医療支出の動向の分析等にも利用されている。

アメリカ 四半期サービス業調査 営業収益

単位：百万ドル

	2008年	2009年					
	年計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年計	前年比
運輸業、倉庫業	X	64,979	65,130	68,772	67,563	266,444	X
情報サービス業	1,156,755	275,796	282,776	281,290	295,802	1,135,664	-1.8%
金融業、保険業	X	X	X	795,384	797,930	X	X
物品賃貸業	X	29,014	30,528	30,251	29,358	119,151	X
専門・科学・技術サービス業	1,349,884	323,462	326,263	322,559	334,335	1,306,619	-3.2%
事業サービス業	606,614	139,838	142,880	143,445	147,277	573,440	-5.5%
医療、福祉	X	438,864	449,707	445,265	451,213	1,785,049	X
芸術・娯楽業	X	40,176	45,299	48,153	43,044	176,672	X
他のサービス業（公的サービスを除く）	X	85,899	86,464	88,391	95,301	356,055	X

アメリカ商務省センサス局

(注1) Xは該当データがないもの

(注2) 年計は総務省統計局で四半期の計数を合計

2 カナダ

カナダでは、サービス業企業を対象とした「年次サービス業調査」が、32業種について業種ごとに別々の調査として実施され、それぞれ収入総額及びその内訳、支出総額とその内訳などが調査されている。調査結果は全国及び州別の各産業の経済規模を示す公的指標として利用される。

なお、年次サービス業調査とは別に、運輸業、通信業を対象とした年次調査（一部四半期・月次調査も）が存在する。

カナダ 年次サービス業調査 経常収入

単位：百万ドル

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年 (P)
新聞・出版業	9,512	9,729	9,912	9,984	9,263
ソフトウェア開発・コンピュータサービス業	30,741	33,489	36,533	39,183	40,800
不動産業	X	X	X	74,449	76,547
不動産仲介業	8,554	9,200	9,916	9,098	9,272
修理業（自動車修理業を除く）	11,731	11,666	11,926	12,679	13,091
物品賃貸業（自動車修理業を含む）	12,781	36,095	13,521	14,416	13,747
会計サービス業	9,901	11,049	11,325	12,496	13,151
技術サービス業	13,794	16,141	19,720	22,302	21,442
広告業	5,384	6,193	6,454	6,826	6,774
労働者派遣業	7,402	8,218	9,108	9,323	8,657
旅行業	8,829	9,165	10,181	10,363	10,188
宿泊業	14,193	14,809	15,771	16,164	15,088
飲食店	38,847	40,782	42,926	45,444	45,755
対個人サービス業	8,443	8,587	9,010	9,369	9,474

カナダ統計局

(注1) 業種は抜粋

(注2) 上記のほか、運輸業、通信業については別の統計調査が存在

3 イギリス

イギリスでは、EU規則を踏まえ、2001年からサービス企業を対象として「月次流通・サービス業調査」（2010年からは製造業調査を統合して「月次ビジネス調査」に改編）を実施し、売上高及び雇用者数を調査している。この調査の結果は、国民経済計算、生産指標やサービス指標の作成に利用されるほか、英国銀行や財務省の経済見通しや政策決定に活用されている。

イギリス 月次ビジネス調査 売上

単位：百万ユーロ

	2009年			2010年				
	7月	第2 四半期	年計	第1 四半期	第2 四半期	5月	6月	7月
サービス産業計	119,327	346,943	1,441,664	383,710	378,413	121,636	131,563	129,018
卸売業、小売業、自動車整備業	10,491	29,874	125,098	33,731	32,758	10,487	11,413	10,594
陸上運輸業	3,220	8,939	36,191	8,655	8,548	2,774	2,971	3,015
倉庫業、運輸附帯サービス業	3,299	9,396	38,965	10,334	11,237	3,683	3,892	3,920
飲食サービス業	4,398	13,249	51,382	11,732	13,167	4,424	4,345	4,659
通信業	5,241	15,680	62,781	16,081	16,247	5,472	5,505	4,930
コンピュータ開発・管理・運用業	5,062	15,308	63,454	14,546	14,889	4,763	5,422	5,029
旅行業	2,965	6,489	24,732	4,947	7,670	1,869	2,051	3,070
事業サービス業	2,364	7,521	29,133	5,312	8,658	2,753	2,335	2,890
教育、学習支援業	3,441	10,420	45,462	10,184	10,465	3,614	3,102	3,028

イギリス統計局

(注) 業種は抜粋

4 韓国

韓国では、2000年からサービス事業所を対象として「経常サービス産業調査」を実施し、月次の売上高、従業者数等を調査している。この調査の結果は、韓国銀行において国民経済計算の作成に利用されるほか、企画財政部等で政策の立案に活用されている。

韓国 経常サービス産業調査 指数（前年（同月・同期）比）

単位：%

	2009年			2010年				
	7月	第2 四半期	年計	第1 四半期	第2 四半期 (速報)	5月	6月 (速報)	7月 (速報)
サービス産業計	0.6	2.4	2.0	5.7	4.0	3.7	4.7	3.4
卸売業、小売業	-1.6	-2.2	-0.4	7.4	5.5	6.0	4.8	6.6
運輸業	-8.3	-10.0	-6.6	13.9	13.8	13.0	13.5	13.8
宿泊業、飲食サービス業	-1.3	-0.6	-1.5	1.5	0.9	1.2	0.0	2.6
情報通信業	0.8	1.6	0.8	1.2	0.5	1.3	1.8	1.9
金融業、保険業	7.3	10.3	8.0	6.5	2.4	2.3	4.6	3.6
不動産業、物品賃貸業	4.9	-2.2	5.3	10.4	-2.7	1.8	-16.0	-15.6
専門・学術・技術サービス業	-1.1	3.8	1.1	3.1	2.1	4.0	4.0	2.4
事業サービス業	-1.3	-6.2	-2.9	5.4	7.9	7.8	9.6	6.4
教育、学習支援業	-4.4	16.5	2.8	-0.8	1.0	-7.1	10.6	-3.6
医療、福祉	9.1	8.9	10.4	11.5	11.1	11.3	12.5	10.0
芸術・スポーツ・レクリエーション関連サービス業	3.2	0.7	-0.5	-3.5	-0.1	1.3	-0.8	-0.4
フランチャイズ、修理、他の個人サービス業	-2.4	-4.8	-1.8	1.3	6.0	7.0	7.9	4.3
下水・廃棄物管理、廃品回収業	6.3	9.0	3.7	7.2	5.3	5.7	7.5	4.5

韓国統計庁

表 主要国のサービス産業動態調査

国	日 本	アメリカ		カナダ	イギリス	韓 国
調査名	サービス産業動 向調査	四半期サービス 業調査	年次サービス業 調査	年次サービス産 業調査	月次ビジネス調 査	経常サービス産 業調査
調査周期	月	四半期	年	年	月	月
調査方法	調査員、郵送、 オンライン	郵送、FAX、オン ライン、電話	郵送	郵送、オンライ ン	郵送	調査員、オンラ イン、電話、FAX
回答義務	なし	なし	あり	あり	あり	あり
調査対象数	3.9万事業所	1.8万企業	6万企業	3.5万企業	3.2万企業(注)	0.9万事業所(注)
調査の母集団	事業所・企業統 計調査	ビジネスレジス ター	ビジネスレジス ター	ビジネスレジス ター	ビジネスレジス ター	サービス業セン サス等
調査対象産業 (日本のサービ ス業の範囲=日 本標準産業分類の G、H、K~P、R と の対比)	政治・経済・文 化団体、宗教、 学校教育等を除 く全サービス産 業	鉄道業、郵便業 を除き、金融・ 保険業を含む (宿泊業・飲食 店については別 調査)	同左	以下の業種を除 く 運輸業、放送業、法律 サービス業、学術研究 機関、ビジネス支援 業、警備業、廃棄物処 理業、教育、医療・福 祉、宗教・政治・経済 団体	公営病院、文 化・スポーツ施 設、不動産業、 初等・中等教育 等を除く 他に製造業も対 象	公共行政を除く 全サービス産業 (卸売・小売業、 金融・保険業を 含む)
公的部門の扱い	調査対象	病院、カジノの みが対象	同左	調査対象外	調査対象外	調査対象外
調査事項(全業 種共通事項)	売上高 事業従事者数	収入総額及びそ の提供先別内訳	収入総額及びそ の内訳 支出総額及びそ の内訳 電子商取引の売 上高	収入総額及びそ の内訳 支出総額及びそ の内訳	売上高及びその 変動理由 雇用者数(四半期 ごと)	売上高 従業者数 月間営業日数
調査票の種類	2種類 (1か月目とそれ 以外)	14種類 (業種等による)	365種類 (業種による)	32種類 (業種による)	20種類以上 (業種、月次・四 半期別)	4種類 (業種による)
結果公表時期	翌々月末	3か月後の中旬	翌々年の1月	翌々年1月～5 月	翌々月末	翌々月末

(注) サービス業以外の業種(イギリスでは製造業、韓国では卸売・小売業)を含む全調査対象数。

サービス産業統計研究会の開催について

平成21年9月15日
総務省統計局統計調査部
経済統計課

1 目的

平成20年7月に創設されたサービス産業動向調査について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）を踏まえ、調査方法、推計方法、欠測値補完方法等の検討を行うことを目的として、サービス産業統計研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

2 検討事項

研究会における検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 調査方法の検討
- (2) 推計方法、欠測値補完方法等の検討
- (3) サービス産業動向指数（仮称）に関する検討
- (4) その他

3 構成員

研究会の構成員は、別紙のとおりとする。

4 開催

平成21年度は、3回程度開催することとする。

5 庶務

研究会の庶務は、統計局統計調査部経済統計課において処理する。

サービス産業統計研究会の構成員

座長 廣松 毅 情報セキュリティ大学院大学教授
引頭 麻実 (株)大和総研コンサルティング本部長
高田 伸朗 (株)野村総合研究所社会産業コンサルティング担当部長
椿 広計 統計数理研究所教授
宮川 努 学習院大学経済学部教授

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長
経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室長

統計局統計調査部長

統計局統計調査部調査企画課長

統計局統計調査部経済統計課長

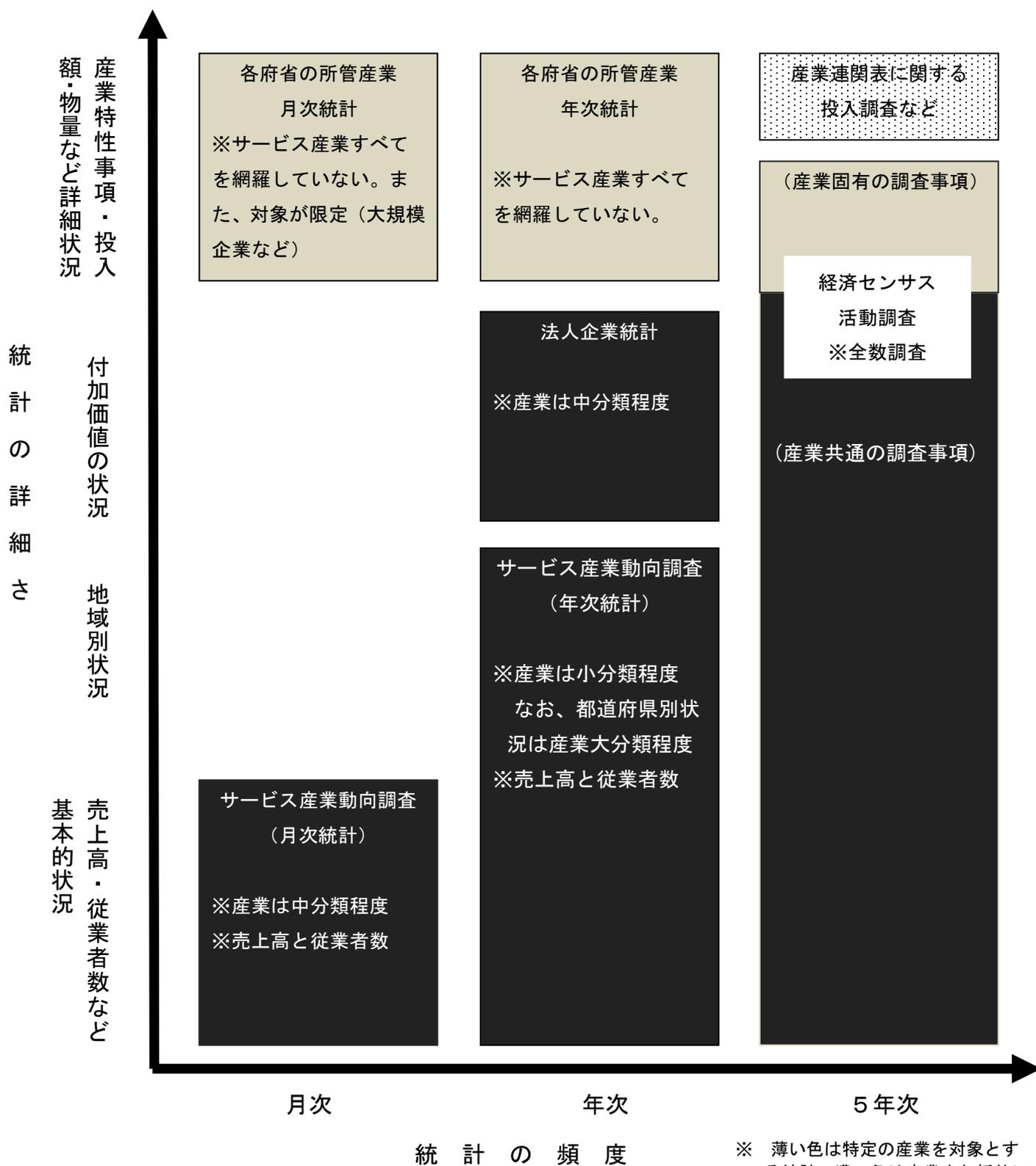
その他、経済統計課長が指名する者

サービス産業に関する各統計の整備状況

産業分類	月次統計		年次統計 (都道府県)		経済センサ ス(都道府 県)
	サービス産 業動向調査 開始前	見直し後	サービス産 業動向調査 開始前	見直し後	
情報通信業	通信業	○			○
	放送業	△	○		○
	情報サービス業	△	○	○	△
	インターネット附随サービス業		○	○	○
	映像・音声・文字情報制作業		○		○
運輸業、郵便業	鉄道業		○		○
	道路旅客運送業		○		○
	道路貨物運送業		○		○
	水運業		○		○
	航空運輸業		○		○
	倉庫業		○		○
	運輸に附帯するサービス業		○		○
	郵便業(信書便事業を含む)		○		○
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業		○	○	○
	不動産賃貸業・管理業		○	○	○
	物品賃貸業	△	○	△	○
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関				○
	専門サービス業(他に分類されないもの)	△	○	△	○
	広告業	△	○	○	○
	技術サービス業(他に分類されないもの)	△	○	△	○
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業		○	○	○
	飲食店		○	○	○
	持ち帰り・配達飲食サービス業		○	○	○
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業		○		○
	その他の生活関連サービス業	△	○	△	○
	娯楽業	△	○	△	○
教育、学習支援業	学校教育				○
	その他の教育、学習支援業	△	○	△	○
医療、福祉	医療業		○		○
	保健衛生		○		○
	社会保険・社会福祉・介護事業		○		○
サービス業(他に分類されないもの)	廃棄物処理業		○		○
	自動車整備業		○		○
	機械等修理業(別掲を除く)		○		○
	職業紹介・労働者派遣業		○		○
	その他の事業サービス業		○		○
	政治・経済・文化団体				○
	宗教				○
	その他のサービス業		○		○
	外国公務				○

産業関連統計におけるサービス産業動向調査の位置づけ

サービス産業動向調査は、産業関連統計の中で、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を概括的に把握できる月次又は年次の統計と位置付けられる。



※ 薄い色は特定の産業を対象とする統計、濃い色は産業を包括的に対象とする統計を意味する。

サービス産業動向調査の概要

サービス産業動向調査の創設

我が国の経済活動の多くを占めるサービス産業の全体像を把握する統計の整備は十分な状況にはなかったため、累次の政府の決定を踏まえ、これらを月次又は年次で把握する統計調査を創設

調査の概要

- 対象産業 日本標準産業分類に定める以下の産業
「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「R サービス業（他に分類されないもの）」
- 統計内容
 - 【月次統計】 産業中分類別の売上高、その変動理由、事業従事者数等
 - 【年次統計】 産業小分類別の売上高・事業従事者数等、都道府県別、産業大分類別の売上高・事業従事者数等
- 公表
 - 【月次統計】 速報～対象月の2か月後末 確報～対象月の5か月後末
 - 【年次統計】 翌年6月までに公表
- 調査対象
 - 【月次調査】 約1.2万企業及び約2.5万事業所
 - 【拡大調査】 約1.2万企業及び約7.1万事業所
- 調査方法
調査票の配布・回収ともに郵送（ただし、事業従事者数10人未満の事業所については、必要に応じて、調査事業所に直接訪問し調査票を回収。また、企業・事業所の希望によりオンライン調査を実施）

結果の利用

- ・ GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上
- ・ 機動的なサービス産業に係る政策の企画立案
- ・ 研究分析や経済活動の意思決定等への活用
- ・ 地域別状況の把握による県民経済計算作成や産業振興策策定

研究会の開催実績

	日時	主な議題
第1回	平成21年10月8日(木)	<ul style="list-style-type: none">・ サービス産業統計研究会の開催について・ 調査の実施状況・ 対象産業の検討、売上高の定義の整理、公的機関等の取扱い・ 郵送調査と調査員調査の対象範囲の検討
第2回	平成21年12月11日(金)	<ul style="list-style-type: none">・ 対象産業の検討、売上高の定義の整理、公的機関等の取扱い・ 郵送調査と調査員調査の対象範囲の検討・ サービス産業動向指数(仮称)に関する検討
第3回	平成22年3月19日(金)	<ul style="list-style-type: none">・ 公表データの補定状況、推計方法・ サービス産業動向指数(仮称)に関する検討・ 郵送調査と調査員調査の対象範囲の検討
第4回	平成22年5月28日(金)	<ul style="list-style-type: none">・ 公表データの補定状況、推計方法・ サービス産業動向指数(仮称)に関する検討・ 郵送調査と調査員調査の対象範囲の検討
第5回	平成22年6月28日(月)	<ul style="list-style-type: none">・ 年次調査の創設について
第6回	平成22年11月25日(木)	<ul style="list-style-type: none">・ 調査の見直しについて
第7回	平成23年3月11日(金)	<ul style="list-style-type: none">・ サービス産業動向指数について・ 調査の見直しについて
第8回	平成23年4月21日(木)	<ul style="list-style-type: none">・ 調査の見直しについて
第9回	平成23年4月28日(木)	<ul style="list-style-type: none">・ 調査の見直しについて
第10回	平成23年5月30日(月)	<ul style="list-style-type: none">・ 調査の見直しについて
第11回	平成23年6月30日(木)	<ul style="list-style-type: none">・ 調査の見直しについて・ 報告書について